

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度は、別紙の申請書（第五十五の五様式）を提出することにより、確定申告が不要となる制度です。

◆対象となる方（以下の条件を全て満たす方）

- ① サラリーマンなど給与のみの所得者や年金のみの所得者など、確定申告をする必要のない方

※確定申告を行わなければならない自営業者等や、医療費控除等のために確定申告を行う方は、対象になりません。

- ② ふるさと納税をする自治体が 5 団体以下である方

※1月1日から12月31日までの間に、6団体以上の自治体にふるさと納税をする方は対象になりません。

対象となる方は下記をご覧ください。

◆提出書類

- ① 申請書（第五十五号の五様式） * 同封しています
② 以下の A ~ C のいずれかの書類 * 全て写しを添付してください。

A	マイナンバーカード（顔写真付）の両面
B	住民票（個人番号付）※ + 運転免許証またはパスポート
C	住民票（個人番号付）※ + 健康保険証と年金手帳など、公的書類 2 点以上

マイナンバーと本人確認のために必要です。

※記載された住所に変更が無い場合は「番号通知カード」に替えることができます。

< 提出前に確認をお願いします！ > ※書類に不備がある場合、申請を受付できません

- 申請書（第五十五の五様式）には、押印しましたか？
 本人確認書類（A ~ C のいずれか）は同封しましたか？

令和2年分の申請書は、令和3年1月10日（必着）でお願いします！

◆提出先

〒034-8615
青森県十和田市西十二番町6番1号
十和田市役所 とわだ産品販売戦略課 宛

切り取り